❸外郭団体などへの派遣職員数

団体名	人数
(公財)三鷹国際交流協会	1
(公財)三鷹市スポーツと文化財団	7
(一財)三鷹市勤労者福祉サービスセンター	2
(社福)三鷹市社会福祉事業団	14
三鷹市土地開発公社	2
NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構	3
NPO法人みたか都市観光協会	1
NPO法人みたか市民協働ネットワーク	2
NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会	2
合　計	34

(注) 職員数は2年4月1日現在の人数です。

❹昇任者数の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
部長職	5人	8人	4人	4人	3人
課長職	14人	11人	8人	11人	8人
課長補佐職	12人	16人	9人	12人	12人
係長職	23人	22人	27人	19人	18人
主任職	32人	28人	31人	25人	31人

職員の勤務時間、そのほかの勤務条件の状況

勤務時間は、原則として休憩時間を除く1日7時間45分(午前8時30分～午後5時15分)の週5日勤務です。ただし、業務の繁忙の状況によっては時間外勤務で対応します。休暇制度は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇(無給)に大別されます。特別休暇は、出産や結婚など特別の事由がある場合に認められる休暇で、現在18種類あります。

❶時間外勤務時間数の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
時間外勤務時間数(職員1人当たり月間)	12.6時間	12.7時間	12.2時間	11.6時間	12.1時間
指数(対27年度比)	100.0	100.8	96.8	92.1	96.0

(注) 1. 時間外勤務時間数は、時間外勤務手当の対象となる係長職以下の職員の平均です。
2. 27年度までは再任用短時間勤務職員分を含む時間外勤務時間数を常勤職員の人数で除して算出しており、28年度からは東京都の算出方法と合わせるため、常勤職員のみの時間外勤務時間数を常勤職員の人数で除して算出しています。

❷年次有給休暇取得日数の推移

区分	27年	28年	29年	30年	元年
平均当初日数	36.90日	36.35日	36.58日	36.79日	36.46日
平均取得日数	12.87日	13.32日	13.60日	13.46日	13.39日
平均取得率	34.9%	36.7%	37.2%	36.6%	36.7%

(注) 1. 対象は毎年12月31日に在職していた職員です。
2. 平均当初日数とは、その年(1月1日～12月31日)の取得可能日数(前年からの繰り越し分を含む)の平均を、平均取得日数とは、その年の取得日数の平均を表すものです。

職員の休業の状況

育児休業などの取得者数(元年度)

区分	育児休業	部分休業
男性	8人	0人
女性	15人	22人
計	23人	22人

(注) 1. 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する部分休業です。
2. 人数は元年度に新規に取得した職員数です。

職員の服務の状況

服務とは、公務員が仕事をするうえで守らなければならない義務のことです。民間の労働者に課されていない義務が課されているほか、民間の労働者に認められている憲法上の権利が一部制限されています。

服務に関する基本原則の概要

職務専念義務／信用失墜行為の禁止／営利企業等の従事制限／争議行為等の禁止／守秘義務／政治的行為の制限

職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持の観点から職員に行われる免職、降任、休職、降給の処分のことです。本人の故意または過失は要件ではありません。懲戒処分とは、公務秩序の維持の観点から行われる免職、停職、減給、戒告の処分のことで、こちらは本人の故意または過失を要件としています。いずれも本人の意思にかかわらず行われる不利益な処分のため、厳格な手続きのもと厳正に行われます。

分限および懲戒処分の推移

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
分限処分(人)	免職	0	0	0	0	0
	降任	0	0	1	0	0
	休職	19	20	19	16	21
	降給	0	0	0	0	0
懲戒処分(人)	免職	0	0	0	0	0
	停職	0	0	2	0	0
	減給	0	1	0	0	2
	戒告	1	0	0	0	0

人事評価の状況

職員は職務の遂行に当たり、発揮した能力とその実績を勤務成績として評価(人事考課)されます。効果的な人財育成を図るとともに、考課結果を処遇に反映することで、職員の意欲向上を図ることなどを目的としています。

人事考課制度の概要

●考課の基準日＝毎年1月1日　●考課の構成＝第1次考課、第2次考課、総合考課
●考課の要素＝①業績、②能力・態度
●考課の基準＝AA(最高レベル)、A、B(標準)、C、D、E(最低レベル)の6段階評価

職員研修の状況

少数精鋭主義のもと、多摩26市の中でも、質、量ともにトップクラスの職員研修を実施しています。「三鷹市人財育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力を伸ばすため、職場での指導育成や幅広い研修メニューにより、個々の目標に応じた能力向上を図っています。

職員研修の概要(元年度)

区分	研修名	研修数	人数
階層別研修	考課者研修	3	211
	新任主任研修	1	31
	接遇研修	1	40
	現任研修	7	127
	新任研修(OJT新任、年度途中採用者研修含む)	7	84
能力開発研修	キャリア・ビジョン研修	1	23
	チャレンジ選択研修	5	65
	チャレンジIT研修	4	8
	キャリア・ガイダンス	4	24
実務研修	文書管理システム操作研修	1	72
	例規システム操作研修	1	82
	法制執務基礎研修	1	32
	政策法務研修	1	20
	新任研修(実務研修)	1	28
	嘱託員向け実務研修	1	35
	財務手続基礎研修・係長職昇任時研修	1	23
	窓口英会話	1	2
特別研修	嘱託員向け接遇研修	1	40
	OJT(所属長、係長、チューター)研修	2	71
	危機管理力向上研修(リスクマネジメント研修)	2	55
	基本計画の改定及び各個別計画の改定等に向けたデータ利活用研修	2	21
	情報セキュリティ研修	10	201
	上級救命技能取得・再取得研修	17	337
	認知症サポーター養成講座	1	36
	ゲートキーパー養成講座	2	48
	障がいを理由とする差別解消推進に関する研修	2	168
	公益的法人等との合同研修	1	9
	不当要求・ハードクレーム対応研修(一般教養研修)	1	46
職場研修	各部課職場研修	24	603
派遣研修	東京都市町村職員研修所派遣研修	69	401
	東京都等主催研修	11	20
	管外派遣研修	2	2
	諸講習会派遣研修	110	146
合同研修	第3ブロック等合同研修	4	18
自主研修	通信教育研修	-	20
	自主研究グループ	(グループ)4	39
	資格取得	-	12

職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、東京都の26市5町8村および31の一部事務組合により構成される東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき健康保険や年金に関する業務などを行っています。また、市は法律により事業主が行う責務のある職員に対する福利厚生事業を、条例に基づき設置された三鷹市職員互助会を通じて行っています。

職員の健康管理として、法律に基づく定期の健康診断などのほか、そのほかの健康診断や健康相談・教育を実施しています。また、労働安全衛生の分野でも労使の委員で構成される委員会で定期的に話し合いを行うなど、市民サービスを提供する主体である職員が、心身共に健康で安心して職務に精励できる環境の整備に努めています。元年度の実績は以下のとおりです。

❶共済組合事業の概要

事業概要			実績
給付事業	短期給付(法定給付・附加給付など)		498件
	長期給付(退職・遺族厚生年金など)		5件
福祉事業	保健事業	人間ドック利用者	331人
		脳ドック利用者	39人
		婦人科検診利用者	203人
	宿泊事業	契約宿泊施設利用助成	121件
		パッケージ旅行利用助成	286件
		オートキャンプ場利用助成	5件
	貯金事業		593人
	貸付事業		68件

❷職員互助会事業の概要

事業概要		実績
総会		1回開催
理事会		1回開催
互助会だより発行		12回発行(毎月1回)
共済給付事業		902件
家族等厚生事業		利用者数延べ1,542人
家族等厚生事業(外部委託)		利用者数延べ8,647人
図書などの購入		65点
生活資金貸付金		4件
互助会サークル事業	ア 教養関係サークル活動助成	4部
	イ 体育関係サークル活動助成	9部
	ウ 阿波おどり助成	(みたか市役所連)
一般生命保険(団体扱い)		8社
そのほか全国市長会任意共済保険・個人年金・損害保険など		延べ803人加入

❸健康診断の概要

事業項目	受診者数
定期健康診断	956
ストレスチェック	955
VDT作業従事者健康診断	945
腰痛健康診断	272
胃ABC検診	408

❹健康教育の概要

事業項目	参加人数
メンタルヘルス研修	19
セクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント防止管理職・係長研修	21
セクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント防止一般研修	30
健康増進研修	27
ストレッチ教室	16

❺公務災害・通勤災害の発生件数の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
公務災害	5件	5件	2件	8件	1件
通勤災害	8件	8件	4件	3件	6件

定年退職者の再就職の状況

再就職状況	人数
市の再任用職員となった者	1
外郭団体などの職員となった者	4
再就職をしなかった者	3

(注)2年3月31日付で定年退職した課長職以上の職員の状況です。

市外局番「0422」は省略しています。市役所各課のファクス番号は市ホームページ「各課ご案内」から確認いただけます。